

ポーランド現地調査報告

出張期間：平成 26 年 6 月 23 日（月）～27 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：ルブリン県 2 施設、マゾフシェ県 1 施設

1 調査の目的

食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、ポーランドと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査においては、輸入条件を遵守することを前提に、ポーランドからの 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢確認、出生国及び飼養国の確認、SRM の除去並びに分別管理について確認を行った。

2 調査結果

(1) 月齢、出生国及び飼養国の確認

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（ポーランドの場合は「PL」）と識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報をデータベースから調べることができるシステムが構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標をスキャンすることにより、月齢、出生国、飼養国を確認が可能であり、と畜した後には、と畜した旨を登録する。

(2) SRM の除去

扁桃及び腸※の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

※EC 規則では、全月齢の腸が SRM となっている。

(3) 分別管理

と畜後に耳標をスキャンすることで、生年月日、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行される。

ア 月齢の分別管理

日本輸出向けの処理を行う場合は、生体の受け入れ段階で対日輸出条件にあったロットを構成し、ロット単位でと畜処理を行う。同日中に輸出不可能な条件の牛群を扱う場合は、互いのロット群が混じらないよう必要な時間間隔（時間間隔は処理頭数等によっても異なる。）を経て次のロット群のと畜処理を行う。

イ と畜場における、出生国、飼養国の分別管理

月齢範囲、出生国、飼養国が同じ牛をロットとして、と畜処理をすることで、

対日輸出条件である、ポーランドで生まれ育った、30 か月齢以下の牛とそれ以外の牛とを分別管理していた。

ウ 部分肉処理における、出生国、飼養国の分別管理

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉かスキャンで確認し、部分肉処理を実施することで、その他の牛を区分する。

3 総括

ポーランドより対日輸出する施設は、EC 規則に基づくトレーサビリティシステムにより、識別番号での分別管理が可能であり、枝肉には、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが添付され容易に目視確認できる。

内臓肉については、ロット管理を行うことで、対日輸出向けの分別管理を行っている。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。